

# 尾張旭市障害者計画 改訂版

ともに生きよう！  
快適なマイシティ“尾張旭”

平成 16 年 3 月

尾張旭市



## 目次

第1章 計画改訂の趣旨と背景	1
1 計画改訂の趣旨	1
2 障害者福祉を取り巻く社会の動向	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	3
(3) 本市の動向	3
3 本市の人口等の動向	5
第2章 中間年までの目標に対する現状と評価	7
1 中間年までの事業の一覧	7
2 現状把握と評価	9
(1) 庁内事業担当者による評価	9
3 中間年までの計画の評価	11
(1) 計画の到達度	11
(2) 施策体系別の到達度	12
第3章 最終年までの事業計画	13
1 計画の基本理念と目標	13
(1) 基本理念	13
(2) 基本目標	14
2 最終年までの事業計画	15
3 計画の推進体制	31
資料編	33
1 障害者福祉に係わる主な事業等	33
2 公的サービスの利用状況	34
(1) 平成14年度までの実績	34
(2) 平成15年度の支援費実績(平成15年4月～平成16年1月)	36
3 保健福祉圏域内の支援費事業所の状況	39
4 保健福祉圏域内のその他施設の設置状況	44
5 調査シート	47
6 尾張旭市障害者計画改訂会議設置要綱	50
7 改訂計画の策定経過	51
8 改訂会議構成員名簿	52



## 第1章 計画改訂の趣旨と背景

---

### 1 計画改訂の趣旨

本市では障害者基本法に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年に「尾張旭市障害者計画」を策定し、平成11年度から平成20年度までの10か年を計画期間、平成14年度を中間年と決めました。

本来ならば、平成14年度が中間年の見直し年度にあたりますが、精神障害者施策においては、平成14年度より精神保健福祉業務の一部が県から市に移譲されたこと、また、身体障害及び知的障害者施策の一部が平成15年度から支援費制度へ移行したことなど、障害者福祉施策を取り巻く状況も大きな転換期を迎えたことから、本年度（平成15年度）に見直しを行うこととしました。

また、計画改訂にあたっては、策定時と同様に当事者団体の代表者や学識経験者、関係機関の職員等に改訂会議の委員として参加していただくことはもちろんのこと、住民ニーズの把握を行うための各種関係団体へのヒアリングを行うこととしました。

## 2 障害者福祉を取り巻く社会の動向

平成 12 年 4 月から、高齢社会に対応すべく介護保険制度が始まり、高齢障害者は介護保険サービスを利用することとなりました。同時に、平成 12 年 6 月には「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉基礎構造改革の一環として、障害者福祉サービスの一部が行政による「措置制度」から利用者と事業者との契約によってサービスを利用するという「支援費制度」へ移行する（平成 15 年度）等、障害者福祉施策を取り巻く状況は大きな転換期を迎えることとなりました。併せて、障害者の自立生活運動や、脱「施設」活動などの動向も注視されています。

また、今後の地域福祉を総合的に推進することを目的に、社会福祉法において市町村での地域福祉計画の策定が規定され（平成 15 年 4 月施行）、地域における福祉サービスの適切な利用、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項などについて定めることとなりました。

これらのことは、地域住民の参画のもとで障害者はもちろんのことすべての人々が地域で安心・安全に生活していくことをめざすものであると同時に、市町村や地域住民、NPO等をはじめとした民間団体等の役割の重要性を強調するものとなっています。

なお、国や愛知県及び尾張旭市の障害者福祉施策の動向については、次のとおりです。（計画の概要及び期間は表 1 参照）

### （１）国の動向

国においては、平成 14 年度に最終年度を迎えた障害者基本計画（障害者対策に関する新長期計画）及び障害者プランに続き、内閣府に「新しい障害者基本計画に関する懇談会」が設置され、平成 14 年 12 月に平成 15 年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「重点施策実施 5 か年計画（新障害者プラン）」が策定されました。この「障害者基本計画」では前計画における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざすとしています。また、「重点施策実施 5 か年計画（新障害者プラン）」では、障害のある人が社会活動に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進を図り、障害のある人の自立に向けた地域基盤の整備等に取り組むこととしています。

## (2) 県の動向

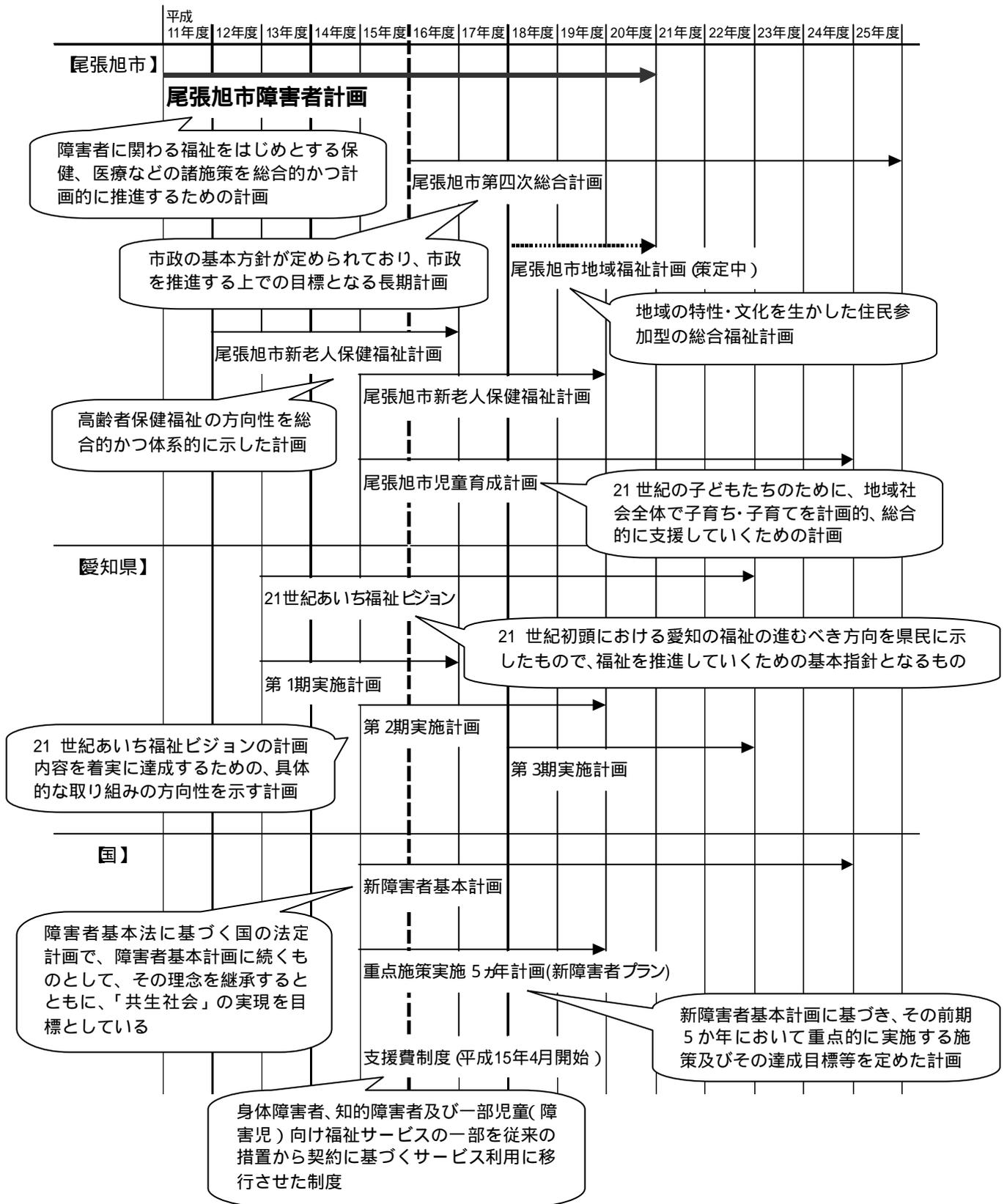
県においては、本格的な少子・高齢社会を迎えて、県民の増大・多様化する福祉ニーズにこたえるとともに、国における福祉制度の見直しや分権型社会の進展など、社会状況の変化に対応した福祉施策を展開していくため、「21世紀あいち福祉ビジョン」が平成13年度を初年度として策定されました。その計画を着実に達成するための具体的な取り組みの方向性を示す第2期実施計画が平成15年度からスタートしています。

## (3) 本市の動向

本市においては、介護保険制度の開始にあたり、平成15年度には、「尾張旭市新老人保健福祉計画」を策定し、要介護高齢者の支援だけでなく高齢者の障害の重度化・重複化の予防、健康維持の支援策の強化を掲げています。また、平成14年度には障害のある児童を含めた地域での子育て・子育て支援のため「尾張旭市児童育成計画」を策定しました。現在は、これらの福祉関連諸計画を包括し上位計画に位置付けられ、福祉の総合計画とも言われる「尾張旭市地域福祉計画」の策定に着手しています。

一方で、東海地震説の発表後、防災対策も進めていますが、阪神淡路大震災や東海豪雨の被災障害者の経験から災害時要援護者に対応した防災対策が緊急の課題となっています。

表1 障害者福祉等に係わる平成11年度以降の主な法令及び法定計画



### 3 本市の人口等の動向

尾張旭市の全人口については、平成11年4月1日から平成15年4月1日までに4.38%増加しています。

そのうち、身体障害者については平成11年当時の全人口に占める割合は1.85%であったのに対し、平成15年度には2.04%と0.19ポイントの伸びを示し、同様に知的障害者の割合も0.05ポイントの伸びを示しています。これは、本市障害者計画に掲げた平成14年度の推計値でみても、身体障害者では0.22ポイント、知的障害者では0.02ポイントと予想を超える結果となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成12年の78人から平成15年12月末現在で116人へと大きく増えましたが、その要因として、窓口が身近な市に移譲されて2年目であることや、関係機関による手帳制度の周知が図られたことなどによると思われます。

併せて、難病患者では平成11年当時、全人口に占める割合は0.29%だったのに対し、平成15年には0.36%と0.07ポイントの伸びを示しました。ただし、難病患者については特定疾患治療研究事業において平成10年4月1日現在、39疾患でありましたが、平成15年4月1日現在は45疾患と増えていることなどから対象疾患の増加も難病患者が増えた一因と思われます。現在の特定疾患対策研究事業の対象疾患は121疾患となっています。

表2 人口推移

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成20年
全人口		74,620	75,489	76,386	77,458	77,888	84,000
身体障害者		1,380 1.85%	1,423 1.89%	1,466 1.92%	1,535 1.98%	1,588 2.04%	1,848 2.20%
知的障害者		234 0.31%	242 0.32%	252 0.33%	275 0.36%	279 0.36%	343 0.41%
精神障害者	手帳所持者	/	78 0.10%	81 0.11%	86 0.11%	116 0.15%	126 0.15%
	患者票交付者	/	244 0.32%	244 0.32%	-	329 0.42%	355 0.42%
難病患者		/	218 0.29%	242 0.32%	264 0.34%	284 0.36%	303 0.36%

実績値は、精神障害者は毎年12月末、その他は毎年4月1日現在  
精神障害者・難病患者は、瀬戸保健所調べ  
障害者人口は、上段(人) 下段(全人口比)  
全人口推計値は、第四次総合計画による

【平成20年人口の推計方法】

1. 全人口の推計値は、第四次尾張旭市総合計画の推計値。
2. 身体障害者、知的障害者については、回帰直線を求めたもの。
3. 精神障害者、難病患者については、平成15年の対全人口比と推計全人口の数値の積を求めたもの。



## 第2章 中間年までの目標に対する現状と評価

### 1 中間年までの事業の一覧

事業名		計画数(120)
1 保健・医療・福祉の連携		
(1) 障害の予防と早期発見・早期療育		
拡充	母子保健事業の充実	1
拡充	地域療育支援の充実	2
拡充	発達の遅れに対する早期指導訓練、育児支援の充実	1
拡充	通園施設の充実	2
拡充	障害児保育の充実	2
拡充	おもちゃ図書館の充実	1
(2) 保健・医療サービスとの連携		
新規	保健福祉センターの設置	1
拡充	健康づくりの啓発普及	3
拡充	難病患者への対応	2
拡充	相談体制の整備、拡充	2
(3) 精神障害者へのサービス		
拡充	社会復帰対策の充実	3
拡充	生活訓練施設の充実	1
拡充	社会適応訓練事業の充実	2
(4) 福祉用具		
拡充	福祉用具に関する情報提供と普及促進	1
拡充	福祉用具の貸し出し等の充実	3
2 生活の基盤の整備		
(1) 就労援助と雇用促進		
新規	障害者雇用の促進	2
新規	職場環境のバリアフリー化の促進	2
拡充	福祉的就労等の支援	3
拡充	職親制度の活用	1
(2) 移動		
拡充	鉄道駅舎における付帯施設の整備促進	1
拡充	バス路線の整備	2
拡充	自動車利用者への支援	1
(3) バリアフリー整備		
新規	民間事業者に対するバリアフリーの推進	1
拡充	歩道等の整備	1
拡充	公共的建物設備改善	2
拡充	公園の整備	1
拡充	人にやさしい街づくり推進計画との連携	1
(4) 生活の保障と権利擁護		
新規	障害無年金者への対応	1
新規	財産管理等相談窓口の設置	2
拡充	障害者手当等の充実	2
拡充	選挙権の保障	2
(5) 啓発・情報発信		
新規	精神保健についての啓発活動	2
拡充	障害者の啓発普及活動	2
拡充	学校教育、社会教育等の充実	2
拡充	視覚・聴覚障害者への情報提供の充実	2

事業名		計画数
3 自立生活への支援策		
(1)住まい		
新規	市営住宅の整備促進	1
拡充	グループホームの設置	1
(2)介護サービス		
新規	寝具クリーニングサービス事業の新設	1
拡充	ショートステイの充実	4
拡充	ホームヘルプ事業の充実	2
拡充	ガイドヘルパーの派遣	2
拡充	家族・介護者に対する支援	1
(3)マンパワーの育成		
新規	総合保健センターにおけるボランティアの育成	1
拡充	介護者の人材確保や研修等の充実	2
拡充	住民参加型福祉サービスへの支援	1
拡充	障害者団体等に対する支援	2
拡充	ボランティア活動への支援	4
拡充	ボランティア養成講座の充実	2
(4)防災ネットワーク		
拡充	災害時の障害者への対応の確立	2
拡充	防災知識の普及促進	1
拡充	自主防災体制の強化	2
拡充	FAX 119番による緊急時の対応	2
拡充	火災予防、避難訓練等の指導	1
(5)教育		
拡充	特殊学級の設置	1
拡充	専門職による相談窓口の充実	2
拡充	保育園、学校のバリアフリー化	3
拡充	障害児教育担当教員等の研修の充実	3
4 生活の質の向上		
(1)活動の場		
新規	小規模保護作業所の設置、運営	2
新規	デイサービスの整備	5
拡充	授産施設の充実	1
拡充	障害者小規模授産施設の整備	1
拡充	授産商品の紹介	2
(2)スポーツ・レクリエーション等		
新規	障害者向け講座の開催	2
拡充	作品展等の開催支援	2
拡充	スポーツ大会等の開催支援	2
拡充	図書館の充実	1
拡充	スポーツの世界大会等への選手の派遣	1

## 2 現状把握と評価

各事業の現状把握と評価については、庁内事業担当者等の事業の実施者と障害者団体等の利用者団体の両者にヒアリングを行いました。また、その結果をふまえて、第三者機関にあたる改訂会議の委員にも最終的な評価をいただきました。

### (1) 庁内事業担当者による評価

障害者計画で掲げられた施策の中間年（平成 11 年～14 年度）目標について、庁内事業担当者により評価を行いました。

#### ア 評価の方法

施策内容及び施策の方向、中間年、最終年の目標を示したシートを事業の各担当課に配布し、平成 15 年度までの実績の記入とともに中間年までの目標の到達度について記入を依頼しました。（資料編 5 調査シート(1)、(2) 参照）

#### 【到達度の区分】

計画の到達度については、次の三段階による評価を担当各部署で行いました。

- 1．目標に到達した
- 2．一部到達した
- 3．到達していない

なお、区分3「到達していない」場合には、その理由の付記も依頼しました。

(2) 当事者による評価

当事者団体や施設、その他関係する団体に事業の紹介を含め、ヒアリングや調査票等の手法により 11 団体・施設から意見をお聴きしました。

表3 ヒアリング実施団体

	団体・施設名	実施日時・場所	出席者
団体 関係	尾張旭市身体障害者福祉協議会	10 / 30 (木) 19 : 30 ~ 勤労青少年ホーム 1 階 音楽室	
	尾張旭市手をつなぐ親の会	10 / 9 (木) 10 : 30 ~ 宮浦会館 2 階	18 人 (親) (さくらの会 3 人)
	尾張旭市手をつなぐ親の会 (さくらの会)	10 / 23 (木) 10 : 00 ~ 場所 : 保健福祉センター 社会 適応室	8 人 (親)
	ドリーム会	9 / 30 (木) 13 : 30 ~ 渋川福祉センター	5 人 (親)
	花水木の会 (瀬戸・尾張旭・長久手地域精神 障害者家族会)	9 / 24 (金) 13 : 30 ~ 勤労青少年ホーム 1 階 音楽室	7 人 (本人 2 人・親 5 人)
	フレンズ (高次脳障害)	9 / 29 (月) 10 : 30 ~ フレンズハウス	1 人 (代表)
施設 関係	ひまわり作業所 (知的障害者通所 授産施設)	10 / 10 (金) 10 : 30 ~ ひまわり作業所	3 人 (本人) 1 人 (施設長)
	尾張旭市身体障害者通所授産所 くすの木苑	10 / 20 (月) 10 : 30 ~ くすの木苑	1 人 (所長) 2 人 (本人)
	福祉作業所夢工房・サンワークス	10 / 24 (金) 13 : 30 ~	1 人 (施設長)
	尾張旭市身体障害者デイサー ビスセンター	10 / 10 (金) 13 : 00 ~ 保健福祉センター内デイサー ビスセンター	5 人 (本人) 2 人 (職員)
	ピンポンパン教室 (心身障害児通 園施設)	12 / 1 (月) 14 : 00 ~ ピンポンパン教室	1 人 (職員)

表6 アンケート実施団体

尾張旭市ボランティア連絡協議会
音訳グループ あげぼの会
点訳グループ あかね会
手話サークル あさひ会
日本赤十字社尾張旭地区奉仕団
要約筆記 OHP ひまわり
手話グループ 手と手の会
住民参加型サービス団体 むくもり
在宅看護支援の会 サポート

(3) 第三者機関による評価

庁内事業担当者による評価と当事者団体・施設等へのヒアリング等の意見を尾張旭市障害者計画改訂会議で検討した結果を第三者評価としました。

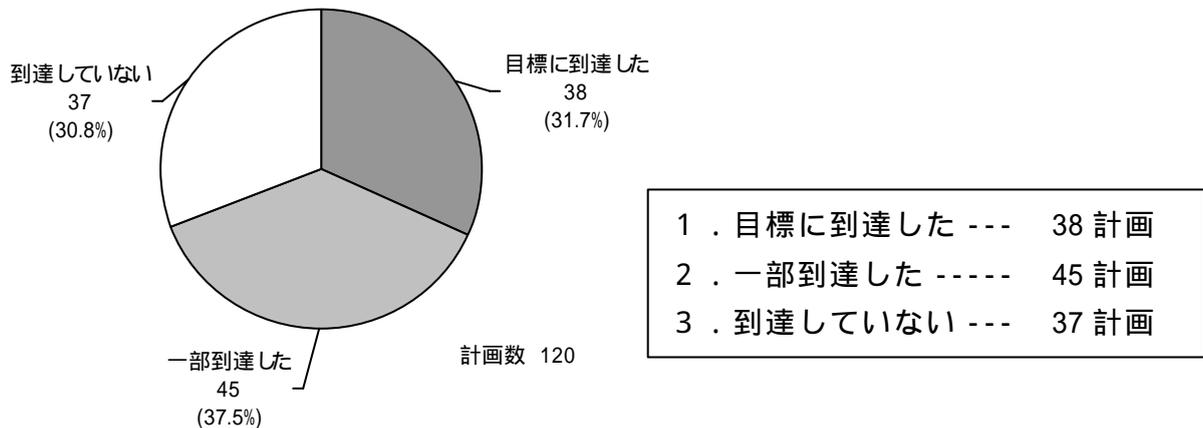
3 中間年までの計画の評価

庁内事業担当者による評価、当事者による評価、第三者機関による評価の3つの評価を踏まえ、最終評価をまとめました。

計画の到達度については、庁内事業担当者による評価と同様、「1.目標に到達した」「2.一部到達した」「3.到達していない」の3段階評価で区分してあります。

(1) 計画の到達度

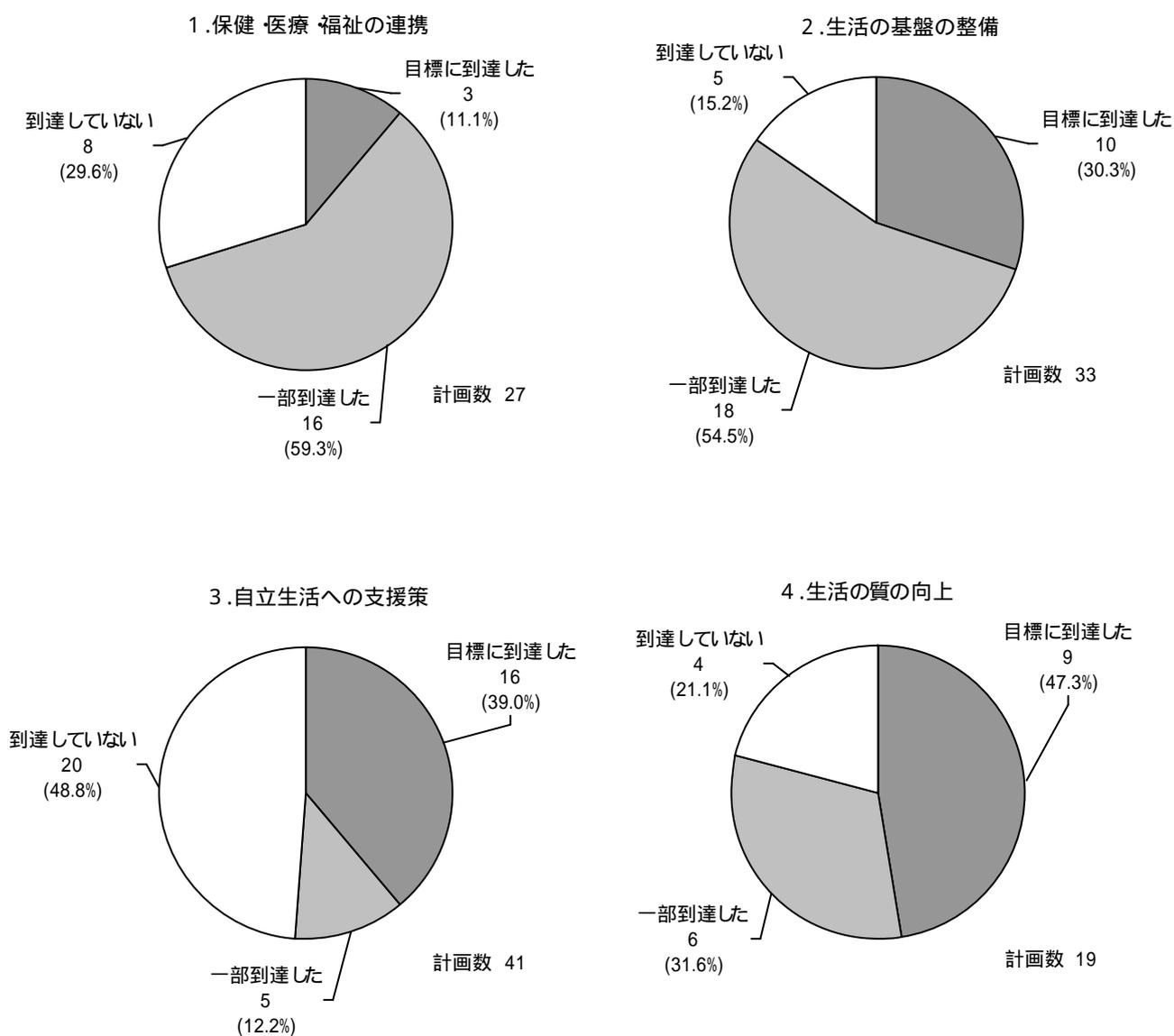
障害者計画で掲げられた全120計画(事業数:67)の内、【到達度の区分】による結果は、以下の通りでした。



## ( 2 ) 施策体系別の到達度

施策体系別では、目標に到達した施策では「 4 .生活の質の向上」が47.4%と最も高くなっています。

一方、4つの施策体系の中で目標に到達していない割合が最も高いものは「 3 . 自立生活への支援策」です(48.8%)。



## 第3章 最終年までの事業計画

---

### 1 計画の基本理念と目標

#### (1) 基本理念

「尾張旭市障害者計画」は障害のある人の生活を全般にわたって向上させることを目的としています。

現在、障害のある人だけの計画ではなく、市民の誰もが安心して高齢期を迎えることができるようにするために、また、これから障害をもつ人達や、障害をもって生まれてくる子ども達が豊かに生きていくことができるようにするための計画です。障害のある人もない人も、すべての人がその人らしい生活を、この街で自立して営めることをめざします。

計画の基本的な理念は、本市が第三次総合計画に引き続き第四次総合計画でも定めている21世紀初頭のまちづくりの目標に重なるものであり、それらと呼応して次のように定めます。

**ともに生きよう！快適なマイシティ“尾張旭”**

## ( 2 ) 基本目標

基本理念のもとに、本市の状況を踏まえ、次のように5つの基本目標を定めます。

### 1 . 毎日を安心して暮らしていくために

利用者本位の考えに立って、個々の多様なニーズに対応する生活支援体制や在宅サービスが選択できるよう、地域で安心して暮らしていくことのできるまちづくりをめざします。

### 2 . 誰もが外出しやすいまちづくり

地域において誰もが自立して安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅、公共施設、交通教育等の生活環境の整備を市とともに民間事業者や市民との協働により進めます。

### 3 . ふれあいと思いやりの心、人権を尊重していくために

市民の障害に対する理解と認識を深めるため、ボランティア活動の推進や相互交流活動を支援するとともに、障害のある人の自己選択と自己決定を尊重し、さまざまな活動に参加しやすい社会の実現をめざします。

### 4 . すべての市民がライフステージに応じた役割を担っていくために

どんなに重い障害があっても、自らの能力を最大限発揮しライフステージのあらゆる段階において地域社会の一員として社会参加し、尾張旭市の市民として役割を担っていくことが認められなければなりません。教育や就労、生涯学習、スポーツなどの場面で参加の機会が保障され、当事者としても社会的役割をもつ活動がひろがる社会の実現をめざします。

### 5 . 障害や高齢化に合わせた健康づくり

障害のある人の高齢化とともに、障害の重度化・重複化が進んでいます。そのためそれぞれの障害の特性を十分考慮し、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、リハビリ等に関する健康づくりの施策を積極的に展開します。

## 2 最終年までの事業計画

最終年に向け、本市が実施していく障害者福祉施策について体系別に表示します。

「事業の状況」は、以下の区分となっています。

新規：

障害者福祉施策を取り巻く状況の変化や新たに発生するニーズ等に対応する事業を示します。

計画の継続：

中間年までの目標は到達した事業も含め、引き続き最終年に向け、現行の事業を継続して実施していくものを示します。なお、事業内容が同様なものは整理しています。

一部変更・拡充：

障害者福祉施策を取り巻く状況の変化により、計画を一部変更したものや、計画策定当時の目標は到達したが、最終年に向け、更に計画を拡充したものを示します。なお、事業内容が同様なものは整理しています。

### 施策1 保健・医療・福祉の連携

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(1)疾病等の予防・治療と障害の早期発見・早期療育	母子保健事業の充実	一部変更・拡充	「健康あさひ 21・健やか親子 21計画」策定時に、市民のニーズに応える事業の実施体制を検討します。
	地域療育支援の充実	計画の継続	療育観察、個別指導、関係者によるケース検討等を通じ、保健、保育等関係者の相互理解や連携の強化を図ります。
		計画の継続	対象児の把握とともに児童の発達の状況や身体、知的障害の特性に応じた療育、相談体制のより一層の充実を図ります。
		新規	障害児(者)地域療育等支援事業を尾東保健福祉圏域(尾張旭市、瀬戸市、長久手町、日進市、東郷町、豊明市。以下圏域という)で1か所実施するよう関係機関と調整を図ります。

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(1)疾病等の予防・治療と障害の早期発見・早期療育	発達の遅れに対する早期指導訓練、育児支援の充実	一部変更・拡充	「コアラちゃん広場」について、必要に応じて実施体制を検討します。また、実施にあたっては関係機関との連携やボランティア団体等の協力のもとに、「コアラちゃん広場」の実施回数を増やすなど実施体制の充実に努めます。
	通園施設の充実	一部変更・拡充	市の心身障害児療育の拠点として、子どもの基本的な生活習慣の自立のために、知的、身体的状態、状況に応じた指導内容の充実に図ります。
		一部変更・拡充	母子通園施設としての、機能を充実するために、より一層職員の専門的研修の充実に努めます。
		新規	重症心身障害児(者)通園事業を圏域で1か所実施できるよう関係機関と調整を図ります。
	障害児保育の充実	計画の継続	研修等により保育職員の専門化を推進し、現行の障害児保育における保育内容の充実に図ります。
		一部変更・拡充	母子通園施設としての機能のより一層の充実と保育内容の充実に努めます。
		計画の継続	障害児保育の受け入れ園の拡充等を行います。また、それに伴い、専門職員の養成、必要施設の整備を進めます。
おもちゃ図書館の充実	計画の継続	おもちゃの充実に図ります。	

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(2)保健・医療サービスとの連携	保健福祉センターの設置	一部変更・拡充	保健福祉及び地域福祉活動の拠点となるよう保健福祉センターの機能を強化します。
		一部変更・拡充	利用者ニーズに合わせ、保健福祉センターの開所日、開所時間について検討します。
	健康づくりの啓発普及	計画の継続	思春期相談等の充実を県に要望します。
		計画の継続	基本健診及びがん検診結果をコンピュータにより経年管理し健診後の指導ができるようにします。
		計画の継続	生活習慣病等の予防のため、基本健康診査事後指導の充実を図ります。
	難病患者への対応	計画の継続	保健所におけるより専門的な相談体制の充実を県に要望します。(難)
		計画の継続	リハビリ教室の回数、実施体制の充実を図ります。(難)
	相談体制の拡充	一部変更・拡充	広報紙などの活用により周知を図り、地域福祉サービスセンターで保健師、ホームヘルパー等との連携により福祉カルテ登録者の拡大に努めます。
		計画の継続	地域福祉サービスセンターでの障害のある人に対する相談体制の強化を図ります。
		計画の継続	市町村障害者生活支援事業に合わせてピアカウンセリングのできる相談員の育成に努めます。

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(3)精神障害者へのサービスの拡充	社会復帰施策の充実	一部変更・拡充	市内での家族教室の開催を支援します。(精)
		計画の継続	精神科デイケア施設との連携を推進します。(精)
		一部変更・拡充	市内での関係団体の精神保健福祉ボランティア講座の開催を支援します。(精)
	生活訓練施設の充実	一部変更・拡充	生活訓練施設・グループホーム・福祉ホームの整備推進を支援します。(精)
		計画の継続	ショートステイを併設する生活訓練施設を尾東保健福祉圏域北部(尾張旭市、瀬戸市、長久手町。以下圏域北部という)で1か所整備できるよう広域で調整します。(精)
		一部変更・拡充	地域生活支援事業は、圏域で2か所整備するよう広域で調整します。(精)
社会適応訓練事業の充実	計画の継続	市内の事業所に職親制度の周知を図るとともに、県に協力事業所の確保を要望します。(精)	
(4)福祉用具の普及促進	福祉用具に関する情報提供と普及促進	一部変更・拡充	品揃えの充実を図るとともに、展示コーナーの周知を図ります。
	福祉用具の貸し出し等の充実	計画の継続	制度の利用可能な人に対して、給付事業等の周知を図ります。(身・難)

## 施策2 生活の基盤の整備

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(1)就労援助と 雇用促進	障害者雇用の促進	一部変更・ 拡充	障害のある人について雇用の促進が図られるようトライアル雇用(一定期間の試行的雇用)やジョブコーチ(職場適応援助者)派遣事業の活用を商工会等に働きかけます。
	職場環境のバリアフリー化の促進	計画の継続	人にやさしい街づくり推進計画のPR活動に合わせて、事業所等に対する啓発を行います。
		計画の継続	障害のある人の雇用で必要となる施設整備に係る助成制度の情報提供に努めます。
	福祉的就労等の支援	一部変更・ 拡充	身体障害者通所授産施設「くすの木苑」通所者のうち希望者に対し、トライアル雇用(一定期間の試行的雇用)やジョブコーチ(職場適応援助者)派遣事業を活用し、就労の要望に応えるよう支援します。
		計画の継続	「くすの木苑」の安定した仕事量確保のため、市内事業所に啓発します。(身知)
		計画の継続	「くすの木苑」において重度の障害のある人に適した授産品目の選定などを支援します。(身知)
		計画の継続	公共的建物や公園などの清掃等業務を授産施設や障害者福祉団体等へ委託することを促進します。
	職親制度の活用	計画の継続	商工会などを通じて職親制度の周知を図り、市内に事業所を確保するよう努めます。(知精)

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(2)移動手段への支援	鉄道駅舎における付帯施設の整備促進	一部変更・拡充	交通バリアフリー法や人にやさしい街づくりの県条例及び市の推進計画に基づく改善、整備を事業者へ要請します。
	バス路線の整備	一部変更・拡充	住民要望等の把握に努め、既設路線の見直しや路線新設を図るよう要望します。
		一部変更・拡充	障害のある人に対応できるリフト付き路線バスやノンステップバスの全面導入を事業者に要望します。
		計画の継続	本市に隣接する名古屋市守山区志段味地区・長久手町へのバス路線の乗り入れが図られるよう要望します。
	新たな交通手段の確保	新規	本市独自による新たな交通手段の確保について検討します。
	自動車利用者への支援	計画の継続	民間事業者に対し、障害者用駐車スペースの整備が図られるようPRを行います。(身知)
	タクシー助成制度の利用促進	一部変更・拡充	チケット支給制度の周知と利用の促進を図ります。(身知・精)
		計画の継続	対象障害種別の拡大を検討します。(難)
		計画の継続	リフト付きタクシーの利用について検討します。(身)
	自家用車の利用者への移動費用助成	一部変更・拡充	タクシーチケットの支給と燃料費の助成の選択制度を検討します。

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(3)バリアフリー 対策・整備	歩道等の整備	計画の継続	市の推進計画に基づき、継続的に改善を進めます。
		一部変更・ 拡充	市内全域においては、歩車分離が可能な道路から順次歩道を設けるとともに、既設歩道については段差解消等の改善を継続的に進めます。また、“あんしん歩行エリア整備事業”指定の「瑞鳳地区」については交通事故を抑制するための事業を推進します。
	公共的建物の整備改善	一部変更・ 拡充	出入口等の段差解消、誘導ブロックの設置及び多目的トイレの整備など障害のある人の利用に支障のないよう整備を行います。
		計画の継続	整備の進捗状況を点検し、より使いやすい施設となるよう見直しを行います。
	公園の整備	一部変更・ 拡充	人にやさしい街づくりの県条例及び市の推進計画に基づいて改善、整備を進めます。改善、整備にあたっては、地域住民、公園利用者、各種団体等との協働を進めていきます。
		計画の継続	整備状況の点検や新しい技術を調査・研究します。
	人にやさしい街づくり推進計画との連携	計画の継続	モデル地区整備を推進します。
		一部変更・ 拡充	整備の進捗状況を把握し、更なる整備に努めます。

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(4)生活の保障 と権利擁護	障害無年金者への対応	計画の継続	無年金の障害のある人について、年金制度の中での対応、福祉的措置による対応を含め、法改正を国に要望します。
	財産管理等相談窓口の設置	一部変更・拡充	ホームページ等により市社会福祉協議会が行う「地域福祉権利擁護事業」の周知を図ります。
	障害者手当等の充実	計画の継続	重度心身障害児介護手当の支給要件の緩和を図ります。
		計画の継続	重度心身障害児介護手当、歳末見舞金の増額に努めます。
		計画の継続	難病患者に歳末見舞金の支給に努めます。(難)
	選挙権の保障	計画の継続	投票事務従事者の事前説明会の中で、障害のある人への対応について十分な配慮を行います。
		計画の継続	全ての投票所に、スロープを設置します。
	在日外国人福祉給付金の拡充	計画の継続	給付金の増額を検討します。(身・知)

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(5)啓発・情報 発信	精神保健についての啓発活動	一部変更・ 拡充	県・関係機関・家族会と協力して精神障害のある人への理解について啓発活動を行います。
	障害者福祉の啓 発普及活動	計画の継続	ウェルフェアボウリング事業を継続して支援します。
		計画の継続	市内各種行事において障害のある人との交流、理解促進のための企画を支援します。
	学校教育、社会 教育等の充実	計画の継続	福祉マインドフェアへの小中学生の参加を促進します。
		計画の継続	盲・聾・養護学校と市内小中学校との交流の充実を図ります。
		一部変更・ 拡充	ホームページ等により、障害のある人への情報サービス等の充実を図ります。
		計画の継続	市内小中学校特殊学級交流会の充実を図ります。
	自立生活に関する情報の発信	計画の継続	自立生活を促す情報及び生活や暮らしを豊かにする情報等が、継続的に提供できるような支援策の充実に努めます。
	視覚・聴覚障害 者への情報提供 の充実	計画の継続	市が主催する講演会等では手話通訳や要約筆記の実施を検討します。(身)
		計画の継続	ケーブルテレビなどにおいて、字幕または手話を挿入することを要望します。(身)
		一部変更・ 拡充	市が発行する主要な文書はホームページで閲覧できるようにします。(身)

### 施策3 自立生活への支援策

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(1)住まいの整備	グループホーム等の設置	計画の継続	身体、知的、精神の各障害別でのニーズ量の調査を行い、入居に適する障害のある人の把握に努めます。
		一部変更・拡充	整備目標を知的障害者グループホームについては市内で2か所、圏域では13か所、精神障害者グループホームについては圏域で3か所とし、NPO 法人を含めた事業所の確保をめざします。
	市営住宅の家賃減免	一部変更・拡充	社会情勢により見直しを図ります。
	住宅改善費補助金制度の見直し	計画の継続	対象等級の拡大を検討します。(身)
		計画の継続	補助金の増額を検討します。(身)
		計画の継続	リフォームヘルパーチームへの施工関係者の配置を検討します。(身)

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(2)介護サービスの充実	レスパイト活動の支援	一部変更・拡充	当事者団体や事業所などが実施するレスパイト活動を支援します。
	寝具クリーニングサービス事業の新設	計画の継続	重度の障害のある人に対しても高齢者と同様なサービスの提供を検討します。
		計画の継続	サービスを必要とする重度の障害のある人も対象に加えます。
	ショートステイの充実	一部変更・拡充	身体障害者・知的障害者については支援費制度の中で対応し、事業所の確保に努めます。(身・知)
		計画の継続	難病患者については利用状況をみてショートステイ実施病院の拡大に努めます。(難)
		計画の継続	各関連事業者と協議し、手続きの簡素化を図ります。(身・知・難)
	入所施設の充実	計画の継続	待機者を解消できるよう民間活力の導入を図り、圏域内での設置を促進します。(身・知)
	ホームヘルプ事業の充実	一部変更・拡充	身体障害者・知的障害者については支援費制度の周知を図るとともに事業所の確保に努めます。(身・知)
		一部変更・拡充	ヘルパー養成講座を行う事業所を支援します。
		新規	精神障害者ホームヘルプサービス事業の周知を図るとともに充実に努めます。(精)
	家族・介護者に対する支援	計画の継続	介護能力を高めるため、障害者の家族を対象に専門家による介護講座を開きます。
	紙おむつ支給事業の充実	計画の継続	重度身体障害者(児)への支給について検討します。

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(3)マンパワーの育成	保健福祉センターにおけるボランティアの育成	一部変更・拡充	市内公共施設などで活動している同好会員等の協力を得て、身体障害者デイサービス事業での創作的活動を指導するボランティアを育成します。
	介護者の人材確保や研修等の充実	一部変更・拡充	障害者ヘルパーに対して、県や関係機関が実施する研修の周知を図り人材育成に努めます。
	住民参加型福祉サービスへの支援	計画の継続	住民参加型福祉サービスを行う団体の育成と支援を行います。
		新規	当事者団体による通いの場(サロンや憩いの場)づくりの際には、場所等の提供を通して支援します。(精)
	障害者団体等に対する支援	計画の継続	精神障害者団体の育成に努めます。
		計画の継続	各種障害者団体の連絡調整として障害者団体連絡協議会が設けられるよう支援します。
	ボランティア活動への支援	計画の継続	障害者関係の「朗読、点訳、要約筆記」ボランティアの育成を行います。
		計画の継続	精神障害者関係ボランティアを市内で育成するよう努めます。
	ボランティア養成講座の充実	一部変更・拡充	関係機関と連携し、精神障害者向けボランティア養成講座の市内での開催を支援します。
		一部変更・拡充	障害児(者)向けボランティア養成講座を市内で実施します。
		一部変更・拡充	ボランティア養成講座の開催を広報、ホームページで紹介し、広く市民の参加を呼びかけます。

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(4)防災ネットワークの整備	災害時の障害者への対応の確立	計画の継続	地域における障害のある人など災害時要援護者の実態の把握に努めるとともに災害発生時にこれらの災害時要援護者に対し迅速な対応ができるよう体制の整備に努めます。
		一部変更・拡充	他自治体の先行事例について情報収集し、防災計画での障害のある人に必要な配慮を再検討します。
	防災知識の普及促進	一部変更・拡充	防災訓練・チラシの配布や講演会などを通して、市民への災害時要援護者に対する啓発を図ります。
	自主防災体制の強化	一部変更・拡充	自主防災組織などにより災害時要援護者への支援のあり方を検討します。
		一部変更・拡充	災害時要援護者の被災を想定した訓練を、当事者を含めた地域の防災訓練で実施します。
	FAX119番による緊急時の対応	一部変更・拡充	定期的なテストを実施し、非常時における機能の確保に努めます。
		一部変更・拡充	風水害・地震等災害時の情報伝達に利用します。
	火災予防、避難訓練等の指導	一部変更・拡充	定期的な通報・消火・避難訓練の実施を今後も継続し指導します。

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(5)障害児教育の充実	特別支援学級の設置	計画の継続	少人数でも新設できるように、個に応じた指導の一層の推進のため新設基準及び学級編成基準の引き下げを強く県に要望します。(身・知)
		計画の継続	該当児童生徒のいる市内全小中学校において特殊学級の設置に努めます。(身・知)
		計画の継続	特殊学級の適正規模化及び指導方法の改善に努めます。(身・知)
	専門職による相談窓口の充実	計画の継続	卒業後の進路不安を緩和するため、障害のある生徒のための進路情報の提供を各中学校に対して行います。
		計画の継続	就学相談担当者、関係各課との連携による就学相談の充実を図ります。
		計画の継続	関係各課との連絡会議を設け、さらなる就学相談の充実を図ります。
	保育園、学校のバリアフリー化	計画の継続	保育園については必要施設について、改善計画を作成し、障害児保育に対応した整備を検討、実施します。
		一部変更・拡充	市内の保育園の幼児用トイレに洋式便器の設置をするなど改善に努めます。
		一部変更・拡充	学校におけるバリアフリー化については、対応の必要性が高い施設から順次整備に努めます。
	障害児教育担当教員等の研修の充実	計画の継続	一般教員、保育士、保健師を対象に、障害及び障害児教育についての研修を計画します。(身・知)
		計画の継続	担当教員に対して、障害特性に応じた専門的内容の研修を充実します。(身・知)
		計画の継続	障害児教育についての研修を見直し、教員の指導力向上及び教育関係者の啓発に努めます。(身・知)

## 施策4 生活の質の向上

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(1)活動の場の 拡大	小規模保護作業 所の設置、運営	一部変更・ 拡充	関係機関と連携して、精神障害者 家族会の育成強化に努めます。 (精)
		一部変更・ 拡充	関係機関の協力と指導を得ながら 円滑な運営ができるよう支援しま す。(精)
		新規	整備目標を市内で1か所とし、小規 模保護作業所の設置及び運営に 対し、必要な支援を行います。(精)
	デイサービスの 整備	計画の継続	デイサービス事業のメニューについ て関係団体の意見を聴取するなど、 デイサービス事業の充実を図りま す。(身・知)
		計画の継続	必要により定員枠の拡大を図りま す。(身・知)
	授産施設の充実	一部変更・ 拡充	「ひまわり作業所」の事業充実と拡 大を支援します。(知)
		計画の継続	「くすの木苑」の作業環境の整備を 支援します。(身)
	障害者小規模授 産施設の整備	計画の継続	増大する知的障害のある人に対応 するため「ひまわり作業所」等をバッ クアップ施設とする小規模授産施設 の開設を支援します。(知)
	障害者小規模作 業所の充実	計画の継続	「夢工房サンワークス」の社会福祉 法人化を支援します。
		新規	障害者小規模作業所の開設に際し ては、必要な支援を行います。(身・ 知)
授産製品の紹介	一部変更・ 拡充	授産製品を広く紹介し、市民の利 用促進に努めます。	

施策区分	事業名	事業の状況	最終年までの計画
(2)スポーツ・レクリエーション等の拡充	障害者向け講座の開催	計画の継続	障害のある人が一般の生涯学習活動に参加しやすいよう支援していきます。
		計画の継続	保健福祉センター内の身体障害者デイサービスセンターで障害のある人を対象とした講座を開設します。
		計画の継続	総合的な情報収集・提供、活動の拠点として生涯学習センターの設置について検討します。
		新規	障害者向けIT講習会の開催を検討します。
	作品展等の開催支援	計画の継続	県の「障害者作品展」への応募を、関係団体の協力を得て促進します。
		計画の継続	各種障害者の作品展の開催を支援します。
	スポーツ大会等の開催支援	計画の継続	県や個別障害団体主催のスポーツ大会への参加を呼びかけます。
		計画の継続	新しい障害者スポーツの紹介に努めます。
		計画の継続	本市主催の一般市民参加を対象とした大会に、障害のある人の参加を可能にする条件を検討します。
	図書館の充実	一部変更・拡充	障害のある人にも利用しやすい機器、書籍、CD・DVD・ビデオ・カセットの充実に努めます。

### 3 計画の推進体制

- ・本計画の実効性を確保するために、全庁的な調整をはじめ、各関係機関との連携強化に努めます。
- ・本計画の推進にあたっては、障害のある人やその家族のみならず、ボランティアや地域住民など全市民の積極的な参加と協力を得ながら実施します。
- ・本計画の進捗状況は、障害者団体及び関係機関に報告し、必要な助言や協力を求めます。
- ・本計画は、関係各法の改正など社会情勢や住民ニーズの変化などにより、必要性が生じた場合は見直しを図ります。



## 資料編

---

### 1 障害者福祉に係わる主な事業等

本市をはじめ国、県、関係機関が制度に基づいて実施している主な事業です。

- 先天性代謝異常等検査
- 家庭児童相談室の設置
- 障害者医療費の給付
- 結核住民検診
- 補装具の交付、修理
- 心身障害者技能習得奨励金の支給
- 事業主身元保証制度
- 駐車可の標章の交付
- 私鉄運賃の割引
- 有料道路通行料の割引
- 特別障害者手当
- 経過的福祉手当
- 児童扶養手当
- 遺児手当
- 障害基礎年金
- 心身障害者高校生奨学金、入学準備金
- NTTの無料電話番号案内
- 福祉給付金の支給
- 相続税の軽減
- 自動車取得税の減免
- 軽自動車税の減免
- 聴覚障害者世帯ファクス用紙代の助成
- 福祉向け県営住宅への入居
- 県営住宅家賃の減免
- 施設入所等に必要な診断書料の助成
- 移動入浴サービス
- 育成医療の給付
- 更生医療の給付
- 精神障害者入院通院医療費の助成
- 各種予防接種
- 日常生活用具の給付
- 職業紹介、相談事業
- 職業、職場適応訓練
- JR各社旅客運賃の割引
- 航空旅客運賃の割引
- 各タクシー会社による料金の割引
- 障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 在宅重度障害者手当
- 心身障害者扶養共済制度
- 障害厚生年金
- NHK受信料の免除
- 青い鳥はがきの配布
- 所得税の軽減
- 住民税の非課税・軽減
- 自動車税の減免
- 生活福祉資金の貸付
- 障害者住宅整備資金の貸付
- 単身者向け県営住宅への入居
- 障害者住宅整備資金利子補給制度
- 紙おむつ支給事業
- 尾張あさひ苑宿泊料の助成

## 2 公的サービスの利用状況

### (1) 平成14年度までの実績

#### ア ホームヘルプサービス(身体障害者)

	実利用者数	延べ時間数
平成12年度	8人	1,167時間
平成13年度	8人	1,337時間
平成14年度	8人	1,894時間

#### イ ホームヘルプサービス(知的障害者)

	実利用者数	延べ時間数
平成12年度	2人	306時間
平成13年度	3人	315時間
平成14年度	3人	364時間

#### ウ デイサービス(身体障害者)

	実利用者数	延べ日数	延べ利用者数
平成13年度 (半年分)	15人	115日	449人
平成14年度	17人	237日	1,256人

#### エ ショートステイサービス(身体障害者)

	実利用者数	延べ日数	延べ利用回数
平成11年度	1人	31日	7回
平成12年度	3人	60日	11回
平成13年度	3人	31日	7回
平成14年度	3人	124日	4回

## 才 施設利用状況

	身体障害者				知的障害者					精神障害者
	療護施設	更生援護施設	授産施設(入所)	授産施設(通所)	更生施設(入所)	更生施設(通所)	通所授産施設	生活ホーム	無認可施設	無認可施設
平成 11 年度	112	19	21	132	168	48	494	48	96	-
平成 12 年度	104	12	36	133	166	48	510	48	96	2
平成 13 年度	108	4	22	132	158	48	513	48	94	2
平成 14 年度	96	0	17	116	223	70	490	48	84	5

身体障害者、知的障害者は延べ人数。精神障害者は実績値。

( 2 ) 平成 15 年度の支援費実績(平成 15 年 4 月 ~ 平成 16 年 1 月)

ア 身体障害者居宅介護等事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	16	16	16	16	16	17	21	22	23	23
支給決定量(時間)	430	430	430	430	430	450	547	609	617	617
実利用者数(人)	10	10	9	9	9	9	8	12	12	12
実利用量(時間)	214	173	158	168	154	162	171	175.5	190.5	213.5

イ 身体障害者短期入所事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
実利用者数(人)	2	5	4	3	2	2	1	1	1	1

ウ 身体障害者デイサービス事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
実利用者数(人)	14	13	15	15	12	14	14	13	13	13

エ 身体障害者療護施設

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9
実利用者数(人)	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9

オ 身体障害者入所授産施設

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実利用者数(人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

## カ 身体障害者通所授産施設

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
実利用者数(人)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

## キ 知的障害者居宅介護等事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	18	19	20	22	23	26	28	30	30	30
支給決定量(時間)	220	230	240	275	285	317	337	357	357	357
実利用者数(人)	1	3	8	6	6	4	8	9	9	10
実利用量(時間)	26	36	40	80.5	77.5	42.5	87.5	61	56	60

## ク 知的障害者短期入所事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	22	24	26	27	28	31	33	33	33	33
実利用者数(人)	1	3	3	4	5	4	4	7	6	6

## ケ 知的障害者デイサービス事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1

## コ 知的障害者地域生活援助事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
実利用者数(人)	0	0	3	4	4	4	4	4	4	4

## サ 知的障害者更生施設

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
実利用者数(人)	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23

シ 知的障害者入所授産施設

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
実利用者数(人)	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19

ス 知的障害者通所授産施設

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	47	47	47	47	48	48	48	48	50	50
実利用者数(人)	47	47	47	47	48	48	48	48	50	50

セ 児童居宅介護等事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	29	30	37	38	38	40	40	46	46	46
支給決定量(時間)	430	440	540	555	555	585	585	655	655	655
実利用者数(人)	1	8	12	15	14	13	19	19	21	21
実利用量(時間)	6	84	111	181	207.5	175	198.5	237.5	265	252.5

ソ 児童短期入所事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	17	21	25	26	28	29	29	39	39	39
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1

タ 障害児デイサービス事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
支給決定者数(人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0

### 3 保健福祉圏域内の支援費事業所の状況（平成16年3月25日現在）

#### ア 身体障害者居宅介護等事業

事業所	所在地	設置主体	電話番号
アサヒサンクリーン在宅介護センター尾張旭	尾張旭市	アサヒサンクリーン株式会社	(0561) 55-4126
尾張旭市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	尾張旭市	(社)尾張旭市社会福祉協議会	(0561) 54-7333
介護事業所正ちゃん家	尾張旭市	(有)シマ企画	(0561) 52-7619
ホームヘルプ敬愛園	尾張旭市	(社)敬愛会	(0561) 53-9507
れいんぼう	尾張旭市	(社)アニモ福社会	(0561) 54-4950
ケアサポート訪問介護事業所	尾張旭市	(有)ケアサポート	(0561) 55-3305

#### イ 身体障害者短期入所事業

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
愛厚ホーム瀬戸苑	瀬戸市	(社)愛知県厚生事業団	身知で 3名	(0561) 84-5271
愛厚ホーム東郷苑	東郷町	(社)愛知県厚生事業団	5名	(0561) 39-0028
ゆたか苑	豊明市	(社)福田会	7名	(0562) 98-0471

## ウ 身体障害者デイサービス事業

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
尾張旭市障害者デイサービスセンター	尾張旭市	尾張旭市	8名	(0561) 53-4171
やすらぎ身体障害者デイサービスセンター	瀬戸市	(社)瀬戸市社会福祉協議会	20名	(0561) 84-2011
長久手町デイサービスセンターさつき	長久手町	(社)長久手町社会福祉協議会	5名	(0561) 61-4455
日進市社会福祉協議会ふれあいデイサービスセンター	日進市	(社)日進市社会福祉協議会	15名	(0561) 73-4885
東郷町社会福祉協議会指定通所介護事業所	東郷町	(社)東郷町社会福祉協議会	4名	(0561) 39-0587
ゆたか苑	豊明市	(社)福田会	15名	(0562) 98-0471

## エ 身体障害者療護施設

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
ゆたか苑	豊明市	(社)福田会	75名	(0562) 98-0471

## オ 身体障害者通所授産施設

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
尾張旭市身体障害者通所授産所くすの木苑	尾張旭市	尾張旭市	20名	(0561) 54-8677

## カ 知的障害者居宅介護等事業

事業所	所在地	設置主体	電話番号
尾張旭市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	尾張旭市	(社)尾張旭市社会福祉協議会	(0561) 54-7333
介護事業所正ちゃん家	尾張旭市	(有)シマ企画	(0561) 52-7619
ホームヘルプ敬愛園	尾張旭市	(社)敬愛会	(0561) 53-9507
れいんぼう	尾張旭市	(社)アニモ福祉会	(0561) 54-4950
ケアーサポート訪問介護事業所	尾張旭市	(有)ケアーサポート	(0561) 55-3305

## キ 知的障害者短期入所事業

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
ひまわり作業所	尾張旭市	(社)ひまわり福祉会	4名	(0561) 53-9500
愛厚ホーム瀬戸苑	瀬戸市	(社)愛知県厚生事業団	身知で 3名	(0561) 84-5271
アニモの家	瀬戸市	(社)アニモ福祉会	3名	(0561) 48-7350
まゆ	瀬戸市	(社)くわの実福祉会	5名	(0561) 86-7077
レジデンス日進	日進市	(社)名東福祉会	4名	(052) 805-1003
愛厚ホーム東郷苑	東郷町	(社)愛知県厚生事業団	5名	(0561) 39-0028

## ク 知的障害者デイサービス事業

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
長久手町デイサービスセンターさつき	長久手町	(社)長久手町社会福祉協議会	5名	(0561) 61-4455
ハートフルアクト日進	日進市	(社)名東福祉会	15名	(052) 805-1012
東郷町社会福祉協議会指定通所介護事業所	東郷町	(社)東郷町社会福祉協議会	4名	(0561) 39-0587

#### ケ 知的障害者地域生活援助事業

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
坂上の家	瀬戸市	(社)ひまわり福祉会	4名	(0561) 84-1395
アニモホームつばさ	瀬戸市	(社)アニモ福祉会	4名	(0561) 85-6363
生活ホーム二村台	豊明市	(社)ゆたか福祉会	4名	(0562) 93-6682
アイワ社員寮	東郷町	(有)日本介護学院	4名	(0561) 38-1441

#### コ 知的障害者入所更生施設

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
まゆ	瀬戸市	(社)くわの実福祉会	50名	(0561) 86-7077
レジデンス日進	日進市	(社)名東福祉会	40名	(052) 805-1003

#### サ 知的障害者通所更生施設

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
ふたば園	瀬戸市	(社)ふたば福祉会	33名	(0561) 82-1148

#### シ 知的障害者通所授産施設

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
ひまわり作業所	尾張旭市	(社)ひまわり福祉会	38名	(0561) 53-9500
ふたば作業所	瀬戸市	(社)ふたば福祉会	47名	(0561) 83-0373
アニモの家	瀬戸市	(社)アニモ福祉会	37名	(0561) 48-7350
メイツ	豊明市	(社)豊明福祉会	42名	(0562) 91-1890
たかぎ作業所	長久手町	(社)あいち福祉会	30名	(0561) 62-6262

## ス 児童居宅介護等事業

事業所	所在地	設置主体	電話番号
尾張旭市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	尾張旭市	(社)尾張旭市社会福祉協議会	(0561) 54-7333
介護事業所正ちゃん家	尾張旭市	(有)シマ企画	(0561) 52-7619
ホームヘルプ敬愛園	尾張旭市	(社)敬愛会	(0561) 53-9507
れいんぼう	尾張旭市	(社)アニモ福祉会	(0561) 54-4950
ケアーサポート訪問介護事業所	尾張旭市	(有)ケアーサポート	(0561) 55-3305

## セ 児童短期入所事業

事業所	所在地	設置主体	定員	電話番号
アニモの家	瀬戸市	(社)アニモ福祉会	-	(0561) 48-7350

設置主体内の(社)は社会福祉法人を、(有)は有限会社を指します。

## 4 保健福祉圏域内のその他施設の設置状況

### ア 知的障害児通園施設

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
のぞみ学園	瀬戸市	瀬戸市	30名	(0561) 82-0154

### イ 知的障害者福祉ホーム

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
ふたばホーム	瀬戸市	(社)ふたば福祉会	10名	(0561) 82-1148

### ウ 障害者小規模作業所

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
夢工房サンワークス	尾張旭市	夢工房サンワークス育成会	10名	(0561) 52-4769
共同作業所「麦の里」	瀬戸市	障害者とともに歩む「麦の会」	16名	(0561) 41-4124
あゆみ園	日進市	日進市	20名	(05617) 3-4377
たんぼぼ作業所	東郷町	東郷町	20名	(05613) 9-0587
心身障害者福祉作業所	長久手町	長久手町	15名	(0561) 63-5800

## エ 障害児通園施設

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
ピンポンパン教室	尾張旭市	尾張旭市	20名	(0561) 52-0200
どんぐり学園	豊明市	豊明市	20名	(0562) 92-6218
すくすく教室	日進市	日進市	20名	(05617) 4-5939

## オ 精神障害者グループホーム

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
なごむ	豊明市	(医)静心会	5名	(0562) 97-1361
つどう	豊明市	(医)静心会	5名	(0562) 97-1361

## カ 精神障害者援護寮

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
精神障害者援護寮豊明	豊明市	(医)玉光会	20名	(0562) 97-5122
柏葉荘	東郷町	(医)和合会	20名	(05617) 2-8800

## キ 精神障害者福祉ホーム B 型

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
らくらく	豊明市	(医)静心会	20名	(0562) 97-8880

## ク 精神障害者小規模保護作業所

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
花水木工房	瀬戸市	花水木の会	20名	(0561) 87-0254

ケ 精神障害者小規模授産施設

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
ゆったり工房	日進市	(社)あじさいの会	19名	(05617) 4-1943

コ 精神障害者授産施設

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
ハーミット	豊明市	(医)静心会	20名	(0562) 96-2600

サ 精神障害者地域生活支援センター

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
柏葉	東郷町	(医)和合会	-	(05617) 2-8800

設置主体内の(社)は社会福祉法人を、(医)は医療法人を指します。





## ウ 当事者・団体用調査票

記入日：平成 15 年 月 日

[フリガナ]

団体名（正式名称）：

代表者：

## 1．会の目的及び対象者等

【会の目的】

【対象者】

【設立年】

## 2．活動内容等

【会員数】

【活動拠点】

【事務局体制】

【現在の活動内容】

## 3．現状の課題

## 4．今後の取り組み（優先順に）

1．

2．

3．

## 5．行政（国・県・市）への要望（優先順に）

1．

2．

3．

## 6．その他

## 6 尾張旭市障害者計画改訂会議設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、障害者が安心して日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう環境の整備及び改善を行うための基本的な計画を定めた尾張旭市障害者計画(平成11年3月策定)について、中間時点での見直しを行い、必要な改訂をするにあたり、幅広い視野から専門的な審議を行い、的確な助言を得るため、尾張旭市障害者計画改訂会議(以下「改訂会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 改訂会議は、障害者計画の改訂に関し必要な事項を調査審議する。

### (組織)

第3条 改訂会議は、構成員15名以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係団体代表者

(3) その他、市長が必要と認める者

### (座長)

第4条 改訂会議に座長を置き、座長は構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 改訂会議は、座長が招集する。

2 改訂会議は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

### (任期)

第6条 構成員の任期は、平成16年3月31日をもって満了とする。

### (庶務)

第7条 改訂会議に関する庶務は、福祉部福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、改訂会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

## 7 改訂計画の策定経過

平成15年	8月7日	第1回障害者計画改訂会議	計画改訂の趣旨 計画改訂の進め方 計画の進捗状況の報告
	9月24日 ~ 12月1日	関係団体ヒアリング、アンケートの実施	
	12月11日	第2回障害者計画改訂会議	調査結果の報告 計画の改訂素案について
平成16年	3月4日	第3回障害者計画改訂会議	計画の改訂素案について
	3月25日	第4回障害者計画改訂会議	計画の改訂案について

## 8 改訂会議構成員名簿

団 体 名	役職等	氏 名	備考
日本福祉大学社会福祉実習教育研究センター	教授	丹 羽 典 彦	座長
中京大学社会学部	講師	伊 藤 葉 子	座長代理
瀬戸旭医師会	理事	浅 野 秀 直	
尾張旭歯科医師会	専務理事	日比野 清 敏	
尾張旭市社会福祉協議会	理事	松 原 静 夫	
尾張旭市民生児童委員協議会障害者部会	会長	新 井 正 勝	
尾張旭市身体障害者福祉協議会	会長	小笠原 勇	
尾張旭市手をつなぐ親の会	会長	加 藤 昌 子	
” (さくらの会)	会長	村 松 和 美	
ドリーム会	代表	秋 田 久美子	
ひまわり作業所	施設長	川 松 晴 之	
花水木の会	代表	鷲 田 和	
尾張旭市ボランティア連絡協議会	会長	加 藤 英美子 (平成15年9月30日まで)	
	代表	奥 田 奈保子 (平成15年10月1日から)	
尾張旭市商工会	副会長	服 部 正 勝	
瀬戸保健所地域保健課	課長補佐	守 屋 小百合	

(敬称略)

## 尾張旭市障害者計画 改訂版

---

平成 16 年 3 月

発 行 尾張旭市

〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1

電話 0561-53-2111 (代表)

<http://www.city.owariasahi.aichi.jp/>

---